



### 3 各健康診断の実施に関する共通事項について

#### A 業務の概要

健康診断の円滑実施に向けての事前準備、安全で精度の高い健康診断履行、個人及び団体用結果通知書その他必要とする結果通知書等の迅速な納品と健康診断結果に関する事後相談、資料提供等の付随業務全般

#### B 従事者について

- ① 当日従事者については必ず有資格者（医師、臨床検査技師、保健師、看護師、臨床放射線技師等）があたるものとし、免許証等の有資格の提示を求める場合がある。なお、従事者が正規職員でない場合においても、上記資格を有する者とする。
- ② 実施期間中を通して、健診実施機関として責任のとれる正規職員のリーダーを1名必ず従事させ、常時、人事課職員に報告、連絡、相談を行っていくこと。
- ③ 当日の服装については、清潔な白衣（華美でない色なら可）または職服を着用し、名札を必ずつけること。また、マスク着用のこと。
- ④ 健診中は、医療（健診）従事者として受診者に対し不安を与えないよう常に言葉使いに注意し、誠実な態度で、的確に対応するものとする。また、当日診察を担当する医師についても同様とする。上半身脱衣で行う検査や診察中の受診者の抱く羞恥心への配慮、問診、診察等で待機する他の受診者へ病気等の話の内容が聞こえないよう努める等プライバシー面では特に配慮を要する。また、受診者はほとんどが職務中に受診しているので、できるだけ短時間でスムーズな実施に努める。
- ⑤ 正規職員、パートの身分は問わず全員に社員教育、能力向上研修、基本的接客研修、セクシャルハラスメントに関する研修等の機会を設け受講を義務付けていること。実施済みの研修内容、実績、回数等について書面で提示を求める場合がある。
- ⑥ 各健康診断実施当日の従事者数については、1日、半日どちらの場合でも、診察担当医師1名、その他の検査従事者8名以上は最低限確保するものとする。なお、事前に予定受診者数に大きく変動が予測される場合は、人事課と健診機関と協議のうえ、従事者数を決定するものとする。また、女性対象の健診日には、医師、心電図、尿検査等担当の従事者に、可能な限り女性の従事者をあてることとする。

#### C 使用機器材及び会場の準備その他について

- ① 健診に使用する機材、器材、備品及び消耗品等は、すべて健診機関の責任において準備するものとする。また、採血針等は、常日頃より安全性の高い製品への使用変更を行っていくこと。常に点検整備補充を怠らないこと。詳細は契約時に打ち合わせをする。
- ② 胸部レントゲン車は正確な撮影が可能な比較的新しい車を用いること。常に点検整備を実施すること。
- ③ 心電図計については、原則各日2台（年度末健診を除く）準備し使用すること。また、心電図用ベッド（巡回健診用）も清潔な敷布をつけて準備すること。
- ④ 健診会場は職員の指示に従い設営し、終了後現状に復元しその旨報告する。各会場は市の施設を依頼のうえ借用しているので、丁寧に取り扱い、壁や備品の破損等のないよう十分注意する。万一破損等起こした場合、速やかに報告し、その修理、復元については人事課と充分協議するものとする。健診機関の故意または過失によることが明らかな場合は基本的に健診機関の

責任において修理、復元するものとする。

- ⑤ 健診に伴い発生した一切の廃棄物の処理は健診機関がすべて行う。採血で使用したディスプレイ、注射器、汚染した血液の付着したガーゼ、綿花類、傷テープ類の処理等においては、肝炎等その他の感染防止策を講じること。検査従事者を介しての感染を防ぐため手指の消毒等徹底して行うこと。検査用器具等も充分消毒すること。

#### **D 健康診断実施機関としての基本的姿勢、取組みについて**

- ① 労働者の健康を守る上で重要な健康診断実施機関としての基本的モラルを確立していること。
- ② 各検査項目の精度管理に関してどのように取り組んでいるか書面で提示を求める場合がある。特に血液検査実施後の検体の処理については、自社における検査、外部委託の臨床検査機関による検査にかかわらずその精度管理には責任をもつこと。
- ③ 健康診断実施に際しては様々な事故が起きる危険性があるが、事故防止対策マニュアルを作成し、全社員に徹底させていること。そのマニュアルの内容について提示を求める場合がある。
- ④ 不測の事故発生時の対応の具体策についてもまた同様とする。事故発生時には決してミスを隠さず速やかに人事課に報告し、迅速な措置をとること。受診者に身体面での被害を与えた場合は治療費等を支払うこと。また精神的苦痛に対しても十分な事後のケアを行うこと。
- ⑤ 発生した事故について、その原因、事後措置、再発防止策等について報告書をまとめすみやかに人事課に提出するものとする。
- ⑥ 事故の内容、被害状況によっては契約違反により違約金の請求、損害賠償も視野に入れ対応することとする。
- ⑦ 受託に当たっては、特定健診・特定保健指導機関番号を取得済みであること。

#### **E 守秘義務・プライバシーの保護について**

- ① 個人情報については、個人情報保護法の規定を遵守すること。

## **4 各健康診断について**

### **A 定期健康診断**

#### **【受診票（個人票）について】**

(ア) 健診機関は予め受診票（個人票）を準備し、当市が提供する対象者データ（事業所名、所属名、氏名、性別、生年月日、個人コード、所属コード）を正確に印字し、事業所別、所属別、氏名五十音順に対象者名簿を作成の上、原則健診約一週間前の指定日に納品すること。票の印字については、年齢、生年月日、前回の結果等についてはプライバシー保護の観点から、裏側・内面等に印字する等、外から容易に見えないようにすること。なお、納品の際には、名簿順かつ各所属毎にまとめること。

(イ) 受診票の問診内容部分に最低限含める項目 ⇒ 既往歴、業務歴の調査、自覚症状の有無、服薬歴、生活習慣に関する内容（食習慣、喫煙歴、飲酒、運動、睡眠、ストレス・メンタルヘルス面、通勤、仕事面、レントゲン・尿検査に際して女性の妊娠中、生理中か否かの確認）、血液検査結果判定に関連する食後経過時間の聴取等。

### 【健康診断の実施全般について】

- (ア) 当日は遅くとも受付開始30分前には到着し、職員の指示のもと、準備を万全に行うこと。  
心電図、診察等の会場設営では業者側でついでを充分用意しプライバシーへの配慮策を講ずること。各検査毎の表示板等も準備すること。
- (イ) 受診者にできるだけ苦痛を与えない為に、採血に従事するスタッフには、特に、熟練者をあてるものとする。採血後は必ず止血を確認する。万一、受診者が内出血、疼痛等を訴えた場合、冷湿布等の処置等事後に適切なフォローを行う。採血時、受診者本人と受診票氏名・受付(検体)番号と検体容器とを必ず二回以上照合し、検体の入れ替わりミスを防ぐ。また、血管が細い為等採血、再採血を試みても難しい場合は、担当に報告し、採血は中止しても差し支えない。
- (ウ) 全職員、全ての検査項目の受診を原則とするが、妊娠中または可能性のある職員はX線省略可、人間ドック等の受診による一部検査項目省略可の場合があるので、その都度人事課職員に確認すること。生理中の職員が尿検査受診の場合、他日受診を勧奨するか、中間尿採尿にて対応。また、健康診断の途中で急に職場に復帰しなければならない場合等には、後日、残りの項目を受診可とし、結果を統合するなど臨機応変に対応すること。
- (エ) レントゲン撮影では薄いシャツ程度の着用を可とする。また、診察での上着の脱衣は最小限度に留める。診察に従事する医師には受診者に対して威圧的にならないように接することが望まれる。また、待機者が大勢いる場合、円滑に診察を進めるため進行のスピードを調整する。
- (オ) 問診では、老眼鏡、筆記用具、問診票記載例等を準備し自己記入させた場合でも、必ず健診スタッフがチェックを行うこと。
- (カ) 本庁では、基本的に男女の健診日を分けて設定しているが、巡回健診で男女混合の場合には、衝立等で準備を万全にし、プライバシーを保護すること。
- (キ) 血圧測定で基準を超えて高い値を示した場合、しばらく休ませ、再度測定する。
- (ク) 各検査終了時に次の検査場所について受診者に指示する。
- (ケ) レントゲン車、スタッフ車、機材運搬車の駐車場所、電源の借用場所等については事前に人事課に相談し指示に従うものとする。また、緊急時の電源確保等の対応策をとる。雨天時はレントゲン車に入るまでに濡れないように、バスの駐車位置等を工夫する。
- (コ) 手足の不自由な職員、視力障害の職員、皮膚科疾患を有する職員、妊娠中の職員等にはこまやかな配慮を要する。
- (サ) 各検査では安全で正確な検査ができるように努めること。検査中、受診者が体調不良を訴えた場合、迅速に対処し、人事課に報告すること。

### 【胸部X線撮影写真の判定等について】

- (ア) 2名以上の医師の読影により、所見の見落とし等ないよう慎重に最終判定する。有所見判定の場合、前回(前年)の写真との比較読影を行う。必要に応じ、前回の業者より画像データの提供を受ける。活動性結核の疑い等緊急を要する判定の場合、最終結果を待たずに、緊急結果と画像データを納品すること。
- (イ) 胸部X線要精密検査者の画像データについては、結果通知書納品の際、同時に納めること。その他の所見の画像データは健診機関にて法定保存年数以上保管するものとし、廃棄する場合や委託契約を結ばないこととなった場合等は、その処分について人事課と協議するものとする。
- (ウ) 受診者より依頼があった場合、画像データの提供等、速やかに人事課に送付すること。

## 【健康診断結果報告について】

### 結果報告書の種類

- ◎ 個人結果通知書（※可能であれば、少なくとも前回分結果表示）
- ◎ 事業主保存用健康診断個人票（※可能であれば、経年結果表示）
- ◎ 健診データCD-ROM
- ◎ 胸部X線有所見者一覧表
- ◎ 胸部X線要精密検査者の画像データ
- ◎ 心電図有所見者一覧表
- ◎ 有所見者の心電図ペーパー（人事課より依頼した分）
- ◎ 労働基準監督署報告用集計（健康診断終了後、人事課より依頼する分）
- ◎ 有所見者一覧表（その他検査）
- ◎ 40歳以上の特定健康診査対象者データについては、大阪府市町村職員共済組合に提供（標準仕様XML形式磁気媒体にて）

※但し、XML形式での作成費用については保険者の負担となるが、その方法等については別途協議する

(ア) 原則として、各季健康診断終了後2～3週間以内をめどに納品するものとする。納品前には、受診者データの入れ替わり、データの順番のズレ、検査結果の入力ミス等ないか二重三重にチェックのうえ、責任をもって納品するものとする。

(イ) 高血糖値を呈している場合や急性肝炎の疑い、心電図異常緊急所見、その他緊急を要する場合、結果納品前でも緊急データとして報告するものとする。

(ウ) 要精密検査、二次検査、要指導職員への事後フォロー面、結果について職員からの相談への対応に関しては、随時、人事課との相談に応じること。

(エ) 個人結果通知書の記載事項等について

- 今回分と過去の結果（最低限前回分）も合わせて記載すること。新規業者は前年のデータをできるだけ反映させるため、前年の業者とデータの引継ぎ等で協力すること。
- 各検査実施の目的や意義、主に血液検査の基準値についての具体的な解説、結果判定・指示事項、受診者個々へのコメントなどについてよりわかりやすい表現で記載すること。もしくは、色刷りのわかりやすいリーフレットを作成し、同封または添付すること。
- 個人結果通知書は内容が見えないように封を厳重にし、各所属毎にまとめ納品のこと。個人結果の封の表面には、所属、氏名、個人コード程度にとどめ、年齢、性別は印字しないこと。なお、要請があれば、人事課の指示する文書を同封すること。
- 各検査の検査方法、種類、各判定区分の判定根拠等の専門的資料を人事課に送付すること。

## B じん肺健診

### 【受診票（個人票）について】

(ア) 健診機関は、当市が提供する対象者名簿をもとに、予め受診票（個人票）を兼ねたじん肺健康診断結果証明書〔様式第3号第13条 第20条 第22条関係〕に、氏名、生年月日、事業場名称等を正確に印字または記載したうえ全対象者分準備し、原則、職員定期健診受診票と同時に納品すること。なお、納品の際には、名簿順に並べること。

(イ) なお、過去に実施したじん肺健康診断結果証明書を統合し、経年管理できるように、人事課および前回実施の委託業者との調整を図ること。

### 【健康診断の実施全般について】

- (ア) じん肺健診については、秋期の定期健康診断と同時に実施することとしており、両健診を円滑に実施できるよう協力すること。なお、各検査場所の設営、検査の流れについては、人事課と協議のうえ決定するものとする。
- (イ) じん肺健診のうち、問診内容（既往歴、業務歴、自覚症状の有無等）については、必ず看護師等が受診者個別に直接聴取し、証明書に記入すること。
- (ウ) その他については、定期健康診断の実施全般についての各事項に準ずる。

### 【胸部X線撮影写真の判定等について】

- (ア) じん肺健診と定期健康診断は同日に実施しているので、胸部X線直接撮影の同一画像をじん肺の有所見か否かの判定に用いるものとする。両健診の結果判定欄ともに記載する。なお、胸部X線にかかる費用については、じん肺健診の委託料（じん肺に関する問診と胸部X線直接撮影を含めた額）において支払うものとする。
- (イ) じん肺のX線写真の読影は、じん肺の判定が可能な専門の医師が行うこと。
- (ウ) 撮影した胸部X線直接撮影のフィルムについては、じん肺法上の保存年数は必ず健診業者にて保存するものとし、廃棄する場合や委託契約を結ばないこととなった場合等はその処分について人事課に事前に相談するものとする。

### 【健康診断結果報告について】

#### 結果報告書の種類

- ◎ じん肺健康診断結果証明書（全員分）
- ◎ じん肺健康診断有所見者一覧表
- ◎ じん肺健康診断結果報告書（事業主用一覧表）
  - (ア) 原則として、健診終了後2～3週間以内をめどに納品するものとする。納品前に受診者データの入れ替わり、データの順番のズレ、検査結果の記載ミス等ないか二重三重にチェックのうえ責任をもって納品するものとする。報告書の医師の押印は省略可とする。
  - (イ) 万一、有所見者があった場合の事後対応については、別途協議する場合がある。

## C 有機溶剤健診

### 【受診票（個人票）について】

- (ア) 健診機関は予め受診票（個人票）を準備し、当市が提供する対象者名簿に基づき、所属名、氏名、性別、生年月日、健診時年齢、採用年月日、個人コード等を正確に印字し、所属毎、五十音順に並べ、原則、職員定期健診受診票と同時に納品すること。
- (イ) 受診票には問診内容についての記入欄を必ず設けること。自覚症状の有無、既往歴、現疾病、業務歴、作業条件の調査等を含めること。

### 【健康診断の実施全般について】

- (ア) 問診内容については、必ず健診機関の看護師等が直接受診者に聴取し、確認する。
- (イ) 年二回実施のうち、秋季に実施する際には、対象者は定期健康診断も同時に受診するので、有機溶剤健診において両健診を円滑に実施できるよう協力すること。
- (ウ) 尿の代謝物検査については、受診者にその目的と判定に必要な尿量を採尿するよう説明す

る。  
(エ) 有機溶剤に関する医師診察は、一般の診察内容とは区別し慎重に行う。

### 【健康診断結果報告について】

#### 結果報告書の種類

- ◎ 有機溶剤健診個人結果票（全員分）
- ◎ 有機溶剤健診結果報告書（事業主用一覧表）
- ◎ 有機溶剤健診有所見者一覧表

(ア) 原則として、健診終了後2～3週間以内をめどに納品するものとする。納品前に受診者データの入れ替わり、データの順番のズレ、検査結果の記載ミス等ないか二重三重にチェックのうえ、責任をもって納品するものとする。報告書の印は省略可とする。

(イ) 万一、有所見者があった場合の事後対応については、別途協議する場合がある。

## 5 その他

- ・会場の換気や、手指消毒用アルコールの設置等、感染症防止対策に務めること。
- ・最低稼働補償については設けない。
- ・上記記述の他、必要に応じて市と協議するものとする。